

インターネットによる人権侵害

1. 人権とは

私たちは、誰もが人として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利、人権を生まれながらにして持っています。

2. インターネットによる人権侵害

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと“凶器”にもなります。例えばインターネットを悪用し、ネット上に差別的な書き込みなど、他人の人権を侵害したり、差別を助長する事件も後を絶ちません。

インターネットの世界でも、画面の向こうに、自分と同様に**人権のある他者の存在を意識**することが大切です。

こんなことは人権侵害です！

例

- 差別表現
- 誹謗中傷の書き込み
- プライバシーの暴露
- 児童ポルノの掲載
- リベンジポルノ
- 個人情報の流出
- 著作権の侵害
- ネットいじめ
- 嫌がらせメール

※インターネット上の人権侵害の特徴

加害の容易性	誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、複製・画像等の合成も簡単にできる。
匿名性	匿名での書き込みが可能のため、悪質な内容になりやすい。被害者がすぐに加害者を特定するのが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
被害の急速・拡大化	いったん掲載されると世界中から閲覧可能に。内容が別サイトにコピー、転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がることも。
被害の回復・困難性	情報の発信者・サイト管理者が特定できない場合が多く削除要請が困難。

3. 今、子どもたちに起きている

ネットいじめ

パソコンや携帯電話による、子どもたちの間での“ネットいじめ”が問題となっっています。ネットいじめは、陰湿に繰り返されることから、人の心を深く傷つけ、時には命に関わるなどの深刻な事態になることがあります。

常に子どもたちが、被害者にも加害者にもならないよう、大人は状況を把

握する努力をし、人権の視点から注意・指導していくことが大切です。

※ネットいじめの例

○SNS やブログ（ウェブログ）・プロフ（プロフィールサイト）などへの誹謗・中傷の書き込み 例）「○○さんの顔がキモイ！」「○○君は性格がウザイ！」
○掲示板・ブログ・プロフなどに、個人情報を無断掲載 例）本人に断りなく「○○△子ちゃん：○○年○月生まれ、A 型、身長××cm・体重△△kg。お友達になりたい人は 090-****-****までお電話ください。」と掲載。
○なりすましメール メール発信者が第三者になりすましてメールを送り、嫌がらせをする。

4. フィルタリング機能

子どもたちを有害情報から守るため、フィルタリング（閲覧制限）機能があり、有害と思われるサイトの閲覧だけを制限することができます。

5. 法整備

インターネットでの、人権侵害が増加していることから、2000（平成12）年以降、さまざまな法律が作られ、防止のための取組が行われています。

○不正アクセス禁止法

ネットワークを利用したなりすまし

し（他人のID、パスワード等を不正に利用する）行為、セキュリティホール（プログラムの不備等）を攻撃して侵入する行為が禁止されています。

○プロバイダ責任制限法

インターネットで人権や著作権の侵害等があったときに、プロバイダ事業者や掲示板管理者などの責任の範囲を明確にし、プロバイダが被害者救済のための対応をしやすくしました。

○出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用した児童買春などの犯罪から児童を守ることを目的とした法律。

インターネット異性紹介事業者に対して、利用者への児童（18歳未満）が利用してはならない旨の伝達、利用者が児童でないことの確認を義務付けるものです。この法律は大人も児童も処罰の対象となります。

○個人情報保護法

個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、国や自治体の責務を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者などに利用目的の特定や本人の通知等一定の義務を課しています。

○青少年インターネット環境整備法

18歳未満の青少年を対象として、

①インターネットを正しく使う能力の取得

②フィルタリングソフト利用の普及という対策をかげ、安全にインターネットを利用できることを目

的としています。

関連する会社への義務付け

↓携帯電話会社へ

18歳未満のフィルタリングサービス提供の義務付け

↓パソコンメーカーへ

出荷段階でのフィルタリングソフトの組み込みを義務付け

6. 利用者のモラルとマナーが大切

○インターネットの世界は公共の場です。常に、画面の向こうには人がいることを意識して使いましょう。

○ホームページは見ず知らずの誰もが閲覧します。ホームページに間違った情報や違法な情報、他人を傷つける内容を掲載してはいけません。

○インターネットの利用状況は全て記録されています。匿名であってもプロバイダや警察は、記録から追跡して加害者を特定することができず、マナーを守って正しく使うことが重要です。

○他人の個人情報、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害です。掲載には、本人の許可が必要です。

○掲示板等での書き込みやメールのやりとり、ネットゲーム（オンラインゲーム）では、お互いを尊重する気持ちを忘れずに、ルールを守ってインターネットを使いましょう。

「ネチケット」という言葉を知っていますか？

ネットワーク上でのエチケット、マナーのこと。

・他人の悪口を電子掲示板などに書かない。

・相手に事前に連絡することなく大きなデータファイルを送付したメールを送らない。など

「情報モラル」指導実践キックオフガイド」
（社団法人日本教育工学振興会刊行）より

7. 職場や家庭・学校で

インターネットで被害にあわない、加害者にならないために…

・職場では、パソコンや記録媒体の持ち出しや廃棄・再利用などのルールがありますか？
・外部からの悪意のあるソフトウェアやウィルスから、大切な情報を守るための対策が立てられていますか？

・パソコンやスマホ、SNSの使い方・時間を守るなど、情報モラルやルールについて、日ごろから、家庭や学校で保護者や先生が子どもたちと話し合い、きちんと教えていくことが大切です。
・子どもがどのようにインターネットや携帯電話を使っているか、大人は常にその状況を把握し、時には注意指導する必要もあります。それが子どもを危険から守ることになります。

※常に人権意識を持ち、画面の向こうにある、見えない他者の人権についても想像することが大切です。

8. もしも人権侵害にあったら

情報の削除、撤回の要請をしよう！

ホームページや掲示板上で、プライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込み等の人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に、記事を削除するよう要請できます。

証拠を準備しよう！

・該当記事が掲載されている場所（アドレス）
・記事の内容を印刷する

○削除に応じない場合は…

サイト管理者やプロバイダ等が削除要請に応じてくれない場合や、自分で削除要請のやり方がわからない場合は、最寄りの法務局・地方法務局へ相談しましょう！

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken13.html>

・福岡法務局久留米支局

Tel 0942-3393212

○ネット上で困ったことが起きたら…

「警視庁インターネット安全・安心相談」サイトで、対応策を調べてみましょう。

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

※ただし、殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な場合は、警察に110番通報を！

9. インターネット被害から身を守るために

○簡単に相手を信用しない。

○性的な画像や動画の場合、信頼できる友人や恋人でも送信しない。

○誘われても絶対に会わない。

○被害にあったときは、必ず大人や専門の相談機関に相談する。

10. インターネットに動画や写真を投稿するときの注意点

○写真等を投稿する時は、必ず相手に確認する。

○いろいろな人に見られることを考えて投稿する。

○他人が作った映像や著作物を無断で公開しない。

まとめ

○インターネットのメリット・デメリットを正しく認識する。

○親や先生に相談する。
それがしにくい場合は専門機関に相談する。

○自分の人権を大切に。
そうすると相手の人権もみえてきて尊重できるようになる。